

〈区画道路〉				
2号道路	6m	69.0m	岱明町大字野口保 3-3 地先	岱明町大字野口 1281-2 地先
5号道路	5m	241.0m	岱明町大字野口 1211-1 地先	岱明町大字野口 1281-2 地先
小計		310.0m		
合計		640.0m		

公 告

熊本県公告第 888 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市沖町五番割 3702 番の一部、同 3703 番の一部、同 3704 番の一部、同 3705 番、同 3706 番 1、同 3718 番の一部、同 3728 番 1、同 3729 番 1、同 3729 番 2、同 3730 番の一部、同 3731 番の一部、同 3732 番の一部、同六番割 3927 番の一部、同 3958 番の一部、同 3959 番の一部、同 3960 番の一部、同 3961 番、同 3962 番、同 3963 番、同 3964 番、同 3965 番、同 3966 番、同 3967 番、同 3968 番、同 3969 番、同 3970 番、同 3971 番 1、同 3972 番の一部、同 3973 番 3、同 3973 番 4、同 3975 番 1、同 3975 番 2、同 3976 番 1、同 3976 番 2、同 3976 番 3、同 3977 番 1、同 3977 番 2、同 3978 番 1、同 3978 番 2、同 3979 番、同 3980 番、同 3981 番、同 3982 番、同 3983 番 1、同 3983 番 2、同 3983 番 3、同 3984 番の一部、同 3985 番の一部、同 3986 番の一部、同 3987 番 3、同 3988 番、同 3989 番 1、同 3989 番 2、同 3990 番 1、同 3990 番 2、同 3991 番 1、同 3991 番 2、同 3991 番 3、同 3992 番、同 3993 番、同 3994 番 1 及び同 4000 番の一部
62,261.37 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
イオン九州株式会社

熊本県公告第 889 号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和 33 年熊本県条例第 27 号）第 8 条の規定に基づき、平成 16 年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成 16 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時
平成 17 年 2 月 13 日（日）午前 9 時から
- 2 試験会場
熊本市春竹町 481
常盤家政調理師専門学校
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 公衆衛生学
 - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
 - ウ 栄養学
 - エ 衛生関係法規
 - オ 調理理論
 - (2) 実地試験
 - ア 処理技術
 - イ 内臓鑑別
 - ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真 2 葉（申請前 3 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.5 センチメートル、横 2.6 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1 葉を写真票にはり付けること。）
 - (2) 受験手数料
13,400 円
 - (3) 受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は、平成 17 年 1 月 11 日（火）から平成 17 年 1 月 21 日（金）

- まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、平成17年1月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験の申込み
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部食品衛生課）へ直接提出すること。
- 5 合格基準
- (1) 筆記試験
5教科の平均得点が60点以上であること。（ただし、1教科でも40点未満のものがある場合は不合格とする。）
- (2) 実地試験
総得点が80点以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、80点以上であっても不合格とする。）
- 6 合格発表
- (1) 合格者の発表は、平成17年2月28日（月）午前10時に、県庁本館ロビー及び県内各保健所にて行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 試験会場での注意事項
- (1) 受験者は、試験開始30分前までに受験票及び上履きを持参のうえ、試験会場に集合して受付を済ませること。
なお、筆記試験においては筆記用具、実地試験においては、帽子、布巾、清潔な作業衣（白衣等）、料理包丁及び専用の履き物（長靴等）を持参すること。
- (2) 試験会場には駐車場を設置していないため、公共交通機関等を利用すること。
- (3) 試験中は、携帯電話及びポケットベルの電源を切ること。
- (4) 試験会場内では静かに行動して他人に迷惑をかけないこと。
- 8 問い合わせ
- (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部食品衛生課（電話096-383-1111 内線7190）に行うこと。
なお、郵便による願書の請求は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、初日は、午前10時以降とする。）熊本県健康福祉部食品衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

熊本県公告第890号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県統合型防災情報システム（FAX通報システム）構築業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年3月25日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、熊本県統合型防災情報システム（FAX通報システム）構築業務委託に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」（取扱業種「情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等」）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者